

議案第五六号

財産区財産（立木）の処分について

左記のとおり竹田財産区財産（立木）を売却処分するものとする。

記

一、立木の所在及び種別

三朝町大字穴鴨字水原一三七五の二番及び三朝町大字穴鴨字大谷一三九八の一六番のうち約三町歩に植林した木のき及びまつ

二数量

木のき

四十五年生

五、一〇〇本

まつ

四十五年生

六五本

三処分の目的

文教施設整備費に充当のため

昭和三十八年五月十一日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和三十八年五月十一日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

